

あきた企業連携型奨学金返還助成金制度要綱に規定する「別に定める奨学金」について

秋田県

1 標記について、次に掲げるとおり定める。

奨 学 金	奨学金の設置・運営主体
独立行政法人日本学生支援機構 第1種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構
〃 第2種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を除く）	〃
公益財団法人秋田県育英会 大学月額奨学金	公益財団法人秋田県育英会
〃 高等学校等奨学金	〃
〃 多子世帯向け奨学金	〃
〃 専修学校月額奨学金	〃
能代市奨学金	能代市
能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金	〃
横手市奨学金	横手市
大館市奨学資金	大館市
男鹿市奨学資金	男鹿市
湯沢市奨学金	湯沢市
鹿角市奨学資金	鹿角市
由利本荘市奨学資金	由利本荘市
潟上市育英会奨学金	潟上市
大仙市奨学資金	大仙市
北秋田市奨学資金	北秋田市
にかほ市奨学資金	にかほ市
仙北市育英奨学資金	仙北市
小坂町奨学資金	小坂町
菅原ヤエ奨学資金	〃
上小阿仁村奨学資金	上小阿仁村
藤里町奨学金	藤里町
三種町奨学金	三種町
八峰町奨学金	八峰町
五城目町育英資金	五城目町
八郎潟町奨学金	八郎潟町
井川町奨学金	井川町
美郷町奨学資金	美郷町
東成瀬村奨学資金	東成瀬村

奨 学 金	奨学金の設置・運営主体
母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金	県内福祉事務所
〃 修業資金	〃
生活福祉資金貸付金（教育支援費のみ）	秋田県社会福祉協議会
交通遺児育英会奨学金	交通遺児育英会
あしなが育英会奨学金	あしなが育英会
公益財団法人青森県育英会 大学奨学金	公益財団法人青森県育英奨学会
〃 高等学校等奨学金	〃
公益財団法人岩手育英会 タイプ A	公益財団法人岩手育英奨学会
〃 タイプ B	〃
〃 タイプ C	〃
日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学・日本赤十字秋田看護大学同窓会奨学金	日本赤十字東北看護大学 日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部
宇都宮市奨学金	宇都宮市
角田市奨学金	角田市
東京理科大学奨学金	東京理科大学
技能者育成資金	労働金庫
大潟村奨学金	大潟村
常総市奨学資金	常総市

注 1）独立行政法人日本学生支援機構 第 2 種奨学金に入学時特別増額貸与奨学金が含まれる場合は、第 2 種奨学金の額を按分により算出するものとする。

注 2）奨学金の設置・運営主体が市町村である奨学金については、次のとおり、取り扱うものとする。

①入学時等に一時的に貸与を受けた奨学金は、対象外とする。

②複数の奨学金（高校時貸与奨学金、大学時貸与奨学金など）について返還を予定し又は返還している場合は、そのうち 1 つのみを助成対象とする。

③高校時貸与奨学金や大学時貸与奨学金など、複数の奨学金の貸与について契約が 1 つである場合は、各奨学金の額を按分により算出した上、そのうち 1 つのみを助成対象とする。

2 その他、その奨学金貸与団体と秋田県との間で、奨学金の返還助成についての協議が整った場合は、対象奨学金とする。